

# 新型コロナウイルス感染症に関連した国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入の減少が見込まれる国民健康保険の加入世帯について、以下の要件を満たす場合には保険税の減免を受けることができます。

## 対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者について、以下のア～ウの要件を全て満たす世帯
  - ア：事業、不動産、山林、給与収入のいずれかの令和2年中収入（見込）の減少額が、平成31年収入の10分の3以上となること
  - イ：平成31年の**所得**の合計額が、1,000万円以下であること
  - ウ：減少が見込まれる平成31年の事業、不動産、山林または給与**所得**以外の**所得**の合計額が400万円以下であること

## 減免される保険税額

上記①の世帯⇒全額免除

上記②の世帯⇒全額または一部免除

上記②の世帯の場合…

$$\text{減免の対象となる保険税額 (A} \times \text{B} \div \text{C)} \times \text{減免の割合 (D)} \\ = \text{減免される保険税額 となります。}$$

減免の対象となる保険税額 (A×B÷C)
A：保険税額（国保加入者全員分）
B：世帯の主たる生計維持者の、平成31年に減少が見込まれる <b>所得</b> （事業、不動産、山林、または給与所得）
C：世帯の主たる生計維持者及び国保加入者全員の平成31年の合計 <b>所得</b>

D：減免の割合	
世帯の主たる生計維持者の平成31年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部（10分の10）
300万円超 400万円以下	10分の8
400万円超 550万円以下	10分の6
550万円超 750万円以下	10分の4
750万円超 1,000万円以下	10分の2

※非自発的失業者（会社の都合等による離職者）の方は、非自発的失業者に係る保険税軽減制度の適用となります。

## 対象となる税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税が対象です。

- ・平成31年度：8期
- ・令和2年度：1期～8期

## 申請について

申請書をご記入いただき、その他必要な書類を添付のうえ総務課にご提出していただくか、郵送してください。

申請期限は、令和3年3月31日（水）です。

申請書類の審査後、減免決定（不承認）通知書を送付いたします。

※内容の精査に1ヶ月程度お時間をいただきます。本村から連絡がない限りは、納期限が過ぎるものとはできるだけお納めいただきますようお願いいたします。

※口座振替をご利用の場合、審査結果が通知されるまでの間に減免される前の金額で保険税が引き落とされますが、予めご了承ください。なお、保険税の口座振替停止をご希望の場合はご連絡ください。

## 申請に必要な書類

- ・国民健康保険税 減免申請書

-----減免申請書に加えて、下記の書類が必要になります-----

### 【上記①の世帯に該当する場合】

死亡の場合：死亡診断書の写し

重篤な傷病を負った場合：医師の診断書の写しや、入院証明書の写し

### 【上記②の世帯に該当する場合】

- ・別紙 事業収入等の状況申請書

- ・平成31年及び令和2年の収入を証する書類（令和2年は、申請時までの直近の収入金額が分かるもの）

事業、不動産、山林収入が減少する場合：帳簿の写しや、収支内訳書の写しなど

給与収入が減少する場合：給与明細書の写しや、給与（等支払）証明書の写しなど

廃業・失業の場合：廃業届の写し、離職票の写しなど

※廃業・失業の場合には、前年の所得の合計額にかかわらず、減免の対象となる保険税額の全部を免除します。

保険金や損害賠償等により補填されている場合：保険契約書の写しなどの補填される金額が分かるもの

※保険金や損害賠償等により補填される金額がある場合は、収入の減少額から控除します。